

建設業法（昭和二十四年五月二十四日法律第百号）（抄）

（建設業を営む者及び建設業者団体に対する指導、助言及び勧告）

第四十一条 国土交通大臣又は都道府県知事は、建設業を営む者又は第二十七条の三十七の届出のあつた建設業者団体に対して、建設工事の適正な施工を確保し、又は建設業の健全な発達を図るために必要な指導、助言及び勧告を行うことができる。

2・3 （略）